

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報に関する関係法令、関連するガイドライン及び以下の事項を遵守の上、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏えいしてはならない。

(目的外使用等の禁止)

第3条 受注者は、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者（受注者の子会社を含む。以下同じ。）に提供してはならない。

(再委託の禁止等)

第4条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(複写又は複製の禁止)

第5条 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の書面による事前の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第6条 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

2 受注者は、安全管理措置を講じるに当たっては、発注者が自ら講じている安全管理措置と同等以上の措置を講じなければならない。

(業務従事者等に対する監督等)

第7条 受注者は、個人情報の取扱いに係る責任者及び業務従事者を定め、これらの者以外に個人情報を取り扱わせてはならない。

2 受注者は、個人情報を取り扱う業務従事者の人数及びその権限を必要最小限にしなければならない。

3 受注者は、個人情報を取り扱う業務従事者に対し、個人情報の保護に関する意識の高揚

を図るための啓発及び情報セキュリティ対策等の個人情報の適正な管理のために必要な研修を実施しなければならない。

(個人情報を取り扱う場所等)

第8条 受注者は、個人情報を取り扱う場所を定め、当該場所以外で個人情報を取り扱ってはならない。

2 受注者は、個人情報を前項に規定する取扱場所から持ち出してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(安全管理措置の報告等)

第9条 受注者は、発注者に対し、業務の着手前に、次に掲げる事項を書面により報告しなければならない。当該報告後に変更があった場合も、同様とする。

(1) 情報セキュリティ対策の実施状況

(2) 個人情報の取扱いに係る責任者（個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）及び特定個人情報（同条第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。）を取り扱う業務にあつては、責任者及び業務従事者）

(3) 個人情報を取り扱う場所

(4) 第7条第3項の研修の内容

(5) 前各号に掲げるもののほか、書面により別途発注者が指示した安全管理措置に関する事項

(収集の制限)

第10条 受注者は、業務を処理するために個人情報を収集するときは、契約の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(事故発生時における報告等)

第11条 受注者は、個人情報の漏えい等に係る事故が発生した場合、又は発生したおそれがあると判断した場合は、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。この場合において、受注者は、発注者の指示に従い、当該事故の対応及び2次被害の防止等の必要な措置を講じなければならない。

2 発注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の消去等)

第12条 受注者は、業務完了後直ちに、発注者から提供を受け、若しくは提供を受けたものを複写し、若しくは複製し、又は業務を処理するため受注者自ら収集し、若しくは作成した個人情報を、発注者の指示に従い消去し、及び個人情報が記録された資料等を発注者

に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示した方法による。

(契約の解除及び損害賠償)

第13条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

2 業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合であって、受注者の故意又は過失を問わず受注者が発注者に対し損害を発生させたときは、受注者は、発注者に対し、その損害を賠償しなければならない。

(委託業務の検査等)

第14条 発注者は、必要と認めるときは、受注者の個人情報の取扱いの状況について監査若しくは検査（実地での検査を含む。以下同じ。）をし、又は受注者に対し、必要な報告を求めることができる。

(発注者の指示)

第15条 発注者は、第9条若しくは前条の報告を受け、又は前条の監査若しくは検査の結果、受注者による安全管理措置等が不十分であると判断した場合には、当該措置等の改善をするよう受注者に指示することができる。この場合において、受注者は、正当な理由がない限りその指示を拒んではならない。

(存続)

第16条 この契約が効力を失った場合であっても、受注者が業務に関して知り得た個人情報を保有している限り、この個人情報取扱特記事項の定めは、引き続き効力を有するものとする。